

奈良県告示第二百九十一号

大和都市計画道路を変更するため、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年三月一日

奈良県知事 荒井正吾

一 変更に係る都市計画の種類及び名称並びに都市計画を定める土地の区域

種類及び名称	土地の区域
大和都市計画道路三・五・五〇〇号 兜塚山之辺線	桜井市大字粟殿、大字金屋、大字三輪、大字茅原、大字箸中及び大字巻野内
大和都市計画道路三・五・五〇四号 北口宇陀ヶ辻線	桜井市大字桜井、大字外山及び大字慈恩寺
大和都市計画道路三・五・五〇七号 磐余線	桜井市大字谷、大字阿部、安倍木材団地一丁目、安倍木材団地二丁目及び大字吉備
大和都市計画道路三・五・五〇九号 橋本三輪駅線	桜井市大字池之内、大字橋本、大字吉備、大字大福、大字東新堂、大字新屋敷及び大字三輪並びに橿原市東池尻町

二 都市計画の案の縦覧場所

奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室及び桜井市都市建設部都市計画課

三 縦覧期間

平成二十八年三月一日から同月十五日まで

四 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の

要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書一通を知事宛とし、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室に平成二十八年三月十五日までに必着するよう提出すること。